

無料法律相談

予約制です。
相談をご希望の方は、事前に予約をお願いします。

相談日時 12月1日(月) 9:15~11:45
場 所 役場内3階会議室
予約期間 11月21日(金)~11月28日(金)
受付時間 8:30~17:15 ※土・日・祝日は除く
予約申込み先 庶務係 TEL 83-1221
定 員 6名(先着順)
相談員 牧浦 義孝 弁護士



【庶務課 TEL 83-1221】

電子申告(e-Tax)説明会

暮らしに役立つ税情報として、「電子申告説明会」を開催します。この説明会は入場無料で、どなたでも受講できます。

日 程

月 日	時 間	場 所
12/4 (木)	14:00~	青色会館
	18:00~	〃
12/8 (月)	14:00~	南足柄市商工会館3階
12/9 (火)	10:00~	タウンセンターマロニエ集会室202
	14:00~	〃
12/16 (火)	14:00~	小田原市生涯学習センターけやき2階大会議室(旧中央公民館)

定 員 各会場 30名
内 容 第1部 電子申告(e-Tax)の概要
第2部 税額控除を受けるための簡単な手続き
申込み・問合せ 社団法人小田原青色申告会 電子申告説明会係 TEL 24-2613

つなごう みんなの心

第27回県西地区障害者文化事業

日 時 12月6日(土) 9:00~15:30
会 場 川東タウンセンター マロニエ
プログラム ○講演会 9:10~10:25
作家 池田香代子氏
内容:100人村から見えること
○交流会 10:45~12:00
内容:施設・作業所の利用者、職員による演奏や合唱
○作品展・バザー 9:30~15:30
問 合 せ 小田原養護学校地域連携部 TEL 37-2755



広報まつだ



おしらせ号

平成20年11月15日発行 編集/発行 企画財政課
〒258-8585 松田町松田惣領2037番地 TEL 83-1222
ホームページアドレス <http://town.matsuda.kanagawa.jp/>

障害のある方のための相談室

対 象 者 身体、知的、精神に障害のある方(児童を含む)
(対象者の家族などからの相談も受け付けます)
日 時 12月5日(金) 14:00~16:00
場 所 町民文化センター 3階第一会議室
費 用 無料(予約の必要はありません)
相 談 員 「自立サポートセンタースマイル」の専門相談員が相談をお受けします。
そ の 他 相談室は、毎月1回開催し、日程は「おしらせ号」に掲載します。
問 合 せ 福祉推進係



【福祉課 TEL 83-1226】

子育て支援センター臨時休館のお知らせ

子育て支援センターは、トイレ改修工事のため下記の期間臨時休館いたします。電話・ファクスによる相談は受け付けます。
なお、館内のファミリー・サポート松田は通常どおり業務を行います。

期 間 11月17日(月)~21日(金)
【福祉課 TEL 83-1226】

オリジナル年賀はがきの受渡しを開始しました

オリジナル年賀はがきの受け渡しを開始しました。ご予約された方は松田町役場企画財政課までお越しください。代金と引き換えで年賀はがきをお渡しします。
これからも100周年に向け、皆様のご協力をお待ちしています。



【企画財政課 TEL 83-1222】

お忘れなく納付をお願いします

国民健康保険税 7期 12月1日(月) 町民健康課 TEL 83-1225
後期高齢者医療保険料 5期 12月1日(月) 町民健康課 TEL 83-1225
介護保険料 5期 12月1日(月) 福祉課 TEL 83-1226
※納付には、口座振替をご利用ください。

ご存じですか ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭などの方が、病院等で受診した時に支払う健康保険の自己負担額を助成する制度です。

◆対象者
《ひとり親家庭の父または母と児童》
ひとり親とは、次のいずれかに該当する児童を監護している父または母。
①父または母が死亡した児童
②父母が婚姻を解消した児童
③父または母が中程度以上の障害の状態にある児童
④父または母の生死が明らかでない児童
⑤父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
⑥父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童
《養育者家庭の養育者と児童》



養育者とは、父母が死亡した児童および父母が監護しない児童と同居して、その児童を監護し、生計を維持する方。ただし、児童福祉法に規定する里親以外の方。

◆年齢制限…児童の年齢が、満18歳以後の最初の3月31日まで。ただし、児童が一定の障害にあるとき、または、高等学校等に在学しているときは、20歳まで。

◆所得制限(平成19年中の所得)
扶養親族等の数が0人の場合 1,920,000円未満
〃 1人の場合 2,300,000円未満
〃 2人の場合 2,680,000円未満
〃 3人の場合 3,060,000円未満

◆医療証を交付します…申請に基づき医療証を交付します。
(申請に必要なもの)

○印鑑
○申請者とお子さんの氏名が記載されている健康保険証
※健康保険証がカードの場合は、対象になる方のそれぞれをお持ちください。
○申請者の所得証明書(平成20年1月2日以降に松田町へ転入された方のみ、転入前の市町村から証明書をお取り寄せください)
※現在、医療証の交付を受けていて、引き続き対象になる方は、更新のご案内を通知しますので、手続きをしてください。

申請・問合せ 子育て支援係
【福祉課 TEL 83-1226】

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

女性を取り巻く様々な人権問題について、神奈川県人権擁護委員連合会の人権擁護委員による電話相談が実施されます。

ドメスティックバイオレンス、セクシャルハラスメントなど女性をめぐるいろいろな心配ごとや困りごとについて相談をお寄せください。秘密は固く守られます。

期 間 11月17日(月)~23日(日)
時 間 8:30~19:00(土・日曜日は10:00~17:00)
電話番号 045-212-4364(直通)
または0570-070-810(最寄りの法務局の相談直通電話へ)
上記の期間以外でも、平日の8:30から17:15まで電話による相談に応じています。



主 催 横浜地方方法務局・神奈川県人権擁護委員連合会